

令和 7 年度福島県介護職員等処遇改善加算 取得促進支援事業実施要領

1 目的

介護サービス事業所において、令和 6 年度介護報酬改定により再編された介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の新規取得やより上位区分の加算取得に必要な要件整備等のため、専門的知識を有する社会保険労務士等を介護サービス事業所又は運営法人（以下「事業所等」という。）へ派遣し、要件整備のための助言・指導を行うことにより、加算の取得を促進することを目的とする。

2 事業実施期間 令和 7 年 6 月 9 日 ～ 令和 8 年 3 月末日 (募集期間は下記 7 のとおり)

3 対象事業所等

福島県内の事業所等のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等で、現在、特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所等とする。

- (1) 処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- (2) 処遇改善加算を取得しており、上位区分取得を目指す事業所等

4 指導・助言等の内容

- (1) 令和 6 年度介護報酬改定により定められた介護職員等処遇改善加算の区分Ⅰ～Ⅳに応じた次の取組に関すること
 - ア 賃金体系等の整備及び研修の実施に関すること
 - イ 職場環境の改善（職場環境等要件）に関すること
 - ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関すること
 - エ 職場環境の更なる改善や見える化に関すること
 - オ その他介護職員等処遇改善加算の取得要件に関すること
- (2) その他加算の取得に必要な事項に関すること

5 指導・助言等の回数

1 事業所あたり 3 回を目安とし、1 回当たりの時間は 2 時間程度とする。
ただし、状況に応じて 5 回までの支援を可能とする。

6 実施事業所数

15 か所程度とする

7 募集期間 令和7年6月30日 ～ 令和7年7月25日

8 応募方法 別に定める募集案内のとおり

9 事業所等選定の条件

事業所等を選定する際、優先度を考慮する要件は下記のとおりとする。

(1) 処遇改善加算を取得しておらず、新規取得を目指す事業所等

(2) 処遇改善加算の区分ⅡからⅣのいずれかを取得済だが、区分Ⅰ、ⅡまたはⅢの取得を目指す（下位からより上位区分を目指す）事業所等

10 事業者選定方法

福島県高齢福祉課で書類選考し、決定する。

11 事業の実施

当該事業の実施については、公益財団法人介護労働安定センターに委託するものとする。